

秋田市東部地区における「広域営業体制」および店舗統合の実施について

株式会社秋田銀行（頭取 芦田 晃輔）では、2025 年 1 2 月 1 5 日（月）より、秋田市東部地区の営業店（注）において「広域営業体制」および店舗統合を実施しますので、下記のとおりお知らせいたします。

（注）秋田東中央支店、広面支店、手形支店、手形北支店および桜支店

記

1 広域営業体制について

- (1) 地区内の各店舗の役割・機能を明確にし、各店舗が連携して営業活動を行うことで、これまで以上にお客さまとの接点機会の拡大をはかるとともに、より質の高いコンサルティングサービスを提供してまいります。
- (2) これまでと同様に法人・個人すべてのお客さま向けにサービスを提供する「総合サービス店舗」と、預金・為替業務など窓口サービスや金融商品のご相談に特化した「窓口専用店舗」が連携し、お客さまに最適なサービスを提供してまいります。
- 広域営業体制の概要については別紙をご覧ください。

2 秋田市東部地区における実施内容

- (1) 預金・為替・納税等の窓口サービスは地区内の全店にて承ります。
- (2) 金融商品（投資信託・保険等）に関するご相談は、秋田東中央支店および広面支店にて承ります。
- (3) 個人ローン、事業性融資に関するご相談は秋田東中央支店にて承ります。

〈各店舗の主な取扱業務〉

店舗種類	店名	主な取扱業務	実施日
総合サービス店舗	秋田東中央支店	・ 窓口サービス（預金・為替・納税等） ・ 金融商品（投資信託・保険等）のご相談 ・ 個人向けローン ・ 事業性融資	2025 年 1 2 月 1 5 日（月）
窓口専用店舗	広面支店	・ 窓口サービス（預金・為替・納税等） ・ 金融商品（投資信託・保険等）のご相談	
	手形支店	・ 窓口サービス（預金・為替・納税等）	

3 店舗統合の実施

- (1) 地域情報や人員の集約を通じて提案力や専門性の向上をはかるため、手形北支店および桜支店をブランチインブランチ方式により秋田東中央支店に統合いたします。
- (2) A T Mは、手形北支店、桜支店ともに現店舗のA T Mコーナーで営業を継続いたします。

統合対象店	業務継承店	統合日
手形北支店	秋田東中央支店 住所：秋田市広面字谷地田 89 番地 1	2025 年 1 2 月 2 2 日（月） 〔最終営業日：1 2 月 1 9 日（金）〕
桜支店		

4 お客さまのお取引について

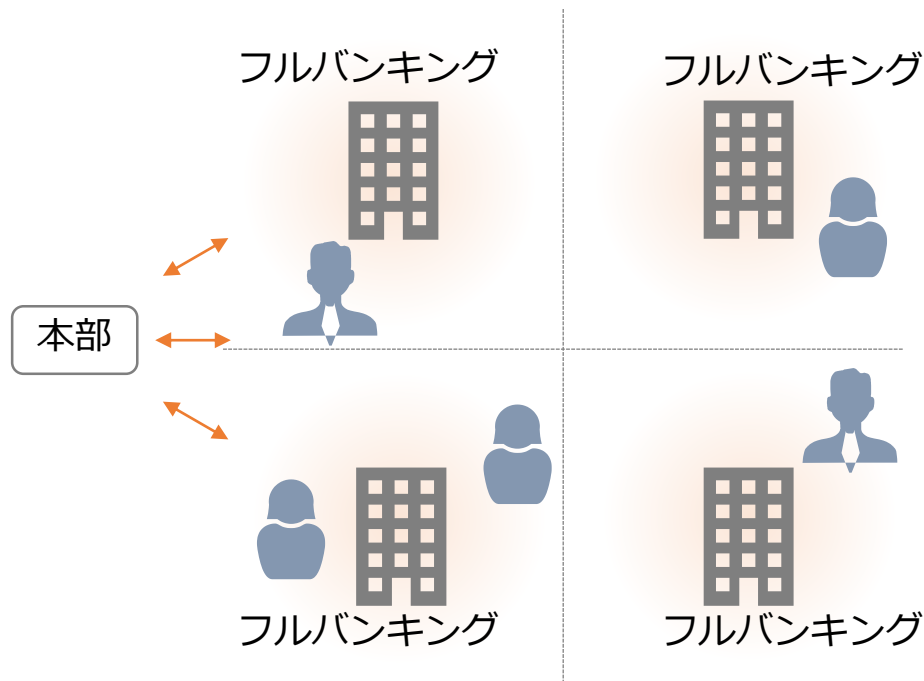
「広域営業体制」および店舗統合の実施にともなう店名・店番・口座番号の変更はございませんので、お客さまがお持ちの通帳・証書・キャッシュカードなどはそのままご利用いただけます。

(以 上)

(別紙) 広域営業体制の概要

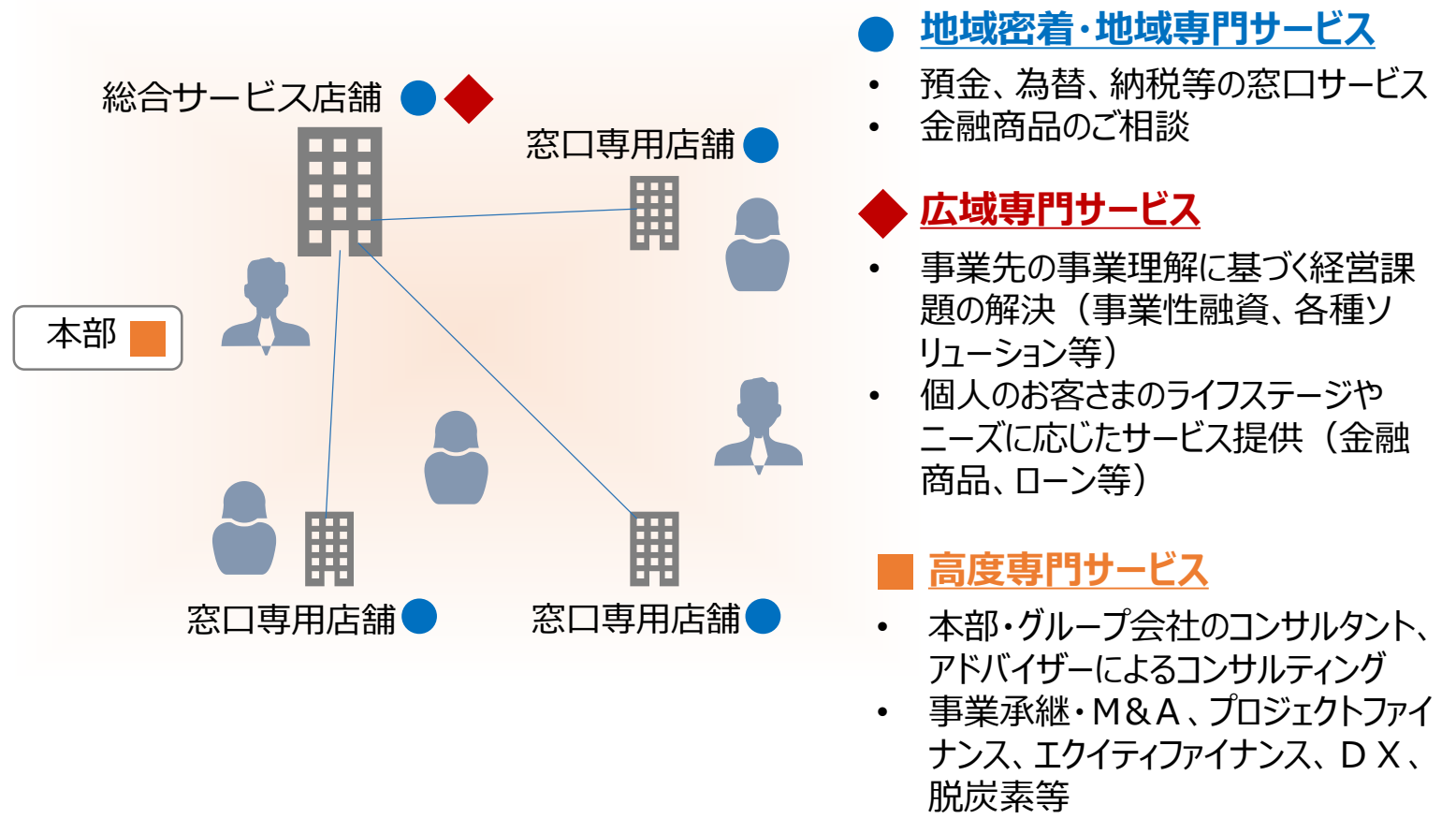
従来の営業体制

- ✓ 全店が原則としてフルバンキング機能を持ち、一定のエリア内でそれぞれが営業活動を実施
- ✓ 本部は各店舗と個別に連携



広域営業体制

- ✓ 預金・為替・納税等の窓口サービスは全店で受付
- ✓ 事業やライフプラン等に関するご相談受付、提案営業は総合サービス店舗を中心に実施
- ✓ 本部は地区内の各店舗と連携して専門コンサルティングを実施



- 総合サービス店舗
法人・個人すべてのお客さま向けにサービスを提供する店舗
- 窓口専用店舗
窓口サービスや金融商品のご相談に特化した店舗